

栃木県作業療法士会教育部「事例検討報告会」実施要項

【参加申込資格】

日本作業療法士協会及び栃木県士会の会員であること。（※会費未納者については、受講を認めない。）

【対象者】

1. 栃木県作業療法士会では、現職者共通研修「8. 事例報告と事例研究」、「9. 事例検討」、「10. 事例報告」の順番で履修することを推奨しております。
2. 現職者共通研修の履修対象者以外の聴講参加は、基礎研修2ポイント対象とならない。

【事例検討報告会における到達目標】

9. 事例検討	10. 事例報告
1. 作業療法における事例検討の重要性を理解する 2. 事例検討に参加する 1) 事例報告の様式を知る 2) 事例報告を視聴し、その内容を共有する 3) 作業療法の展開が、クライアントの作業および生活を焦点としていることを理解する 4) 事例検討について、倫理的配慮を知る	1. 作業療法における事例報告の重要性を理解する 2. 実際に事例検討会等で事例を報告する 1) 事例報告の過程を理解し、発表する 2) 事例報告を実施するに当たり、まとめ方、資料作成、発表の仕方を学ぶ 3) 事例報告において、倫理的配慮に基づき発表する

※（社）日本作業療法士協会教育部『生涯教育制度 基礎研修制度 現職者共通研修・現職者選択研修運用マニュアル第3.1版』より

【開催日、申込について】

事例応募及び受講希望者は、「令和4年度教育部 事例検討報告会開催案内」を確認し申込を行う。

※「9. 事例検討」履修希望の方は、共通研修の広報資料を確認し事前に申込をお願いいたします。

※ 事例の受付は基本的に応募順ですが、演題数を超えた場合は次回の事例検討報告会での受付となります。

【申込・問い合わせ先】

介護老人保健施設かさね 大河内智弘

E-mail : jirei1.tochi.ot@gmail.com

TEL : 0287-44-2011

【発表までの流れ】

1. 「10. 事例報告」の申込をメールで行う。担当者から申込受諾の返事を受ける。
※連絡をした後、一週間以内に返事が無い場合は、申込先に電話(02847-44-2011)で確認する。
2. 発表者は事例報告書(事例報告書作成の手引きを参照)A4-2枚を作成し、担当者に提出する。
3. 提出された事例報告書(A4-2枚)を、複数の査読者(3名)が査読を行う。
4. 査読した結果(「発表可」「修正後再度確認が必要」)を担当者より発表者に戻す。
※修正の必要がある場合はコメント添付で戻す。
5. 修正が必要な場合は修正を施し、事例報告書は期日までに担当者に提出する。

【発表（事例報告）形式】

すべて口述発表（発表7分、質疑応答8分）。

原則として、PowerPointにて発表する。PowerPointは15枚以内とする。

なお、発表の際使用するPowerPointのデータは提出期限までに担当者に提出を済ませておく。

【査読者・座長について】

日本作業療法士協会・県士会会員であって、生涯教育制度基礎コースを修了し、5年以上の臨床・教育経験を有している者が行う。

【注意事項】

発表及び抄録の提出については、対象者（症例）の同意を得ているものとする。

報告会当日までの日程については、事例検討報告会募集案内へ記載する。